

<サービス利用料金> (契約書第8条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯での料金(事業所加算を含む)は次の通りです。

※介護職員処遇改善加算 (I) として所定単位数の13.7%が加算されます。また特定処遇改善加算 (I) として、所定単位数の6.3%が加算されます。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
自己負担額	1割	約217円	約325円	約514円	約745円	約109円
	2割	約435円	約650円	約1,029円	約1,491円	約218円
	3割	約653円	約975円	約1,544円	約2,237円	約328円
生活介護	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上			
自己負担額	1割	約238円	約292円			
	2割	約476円	約585円			
	3割	約715円	約877円			
身体介護に引き続き生活介護を行う場合	サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上		
自己負担額	1割	約86円	約173円	約262円		
	2割	約173円	約346円	約524円		
	3割	約260円	約520円	約786円		

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯 (午前8時から午後6時) 以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間 (午後7時から午後10時まで) : 25%
- ・早朝 (午前6時から8時まで) : 25%
- ・深夜 (午後10時から午前6時まで) : 50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合 (例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払

いただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

・その他のサービス費（対象の方のみ）

項目	サービス料金	備考
緊急時訪問 介護加算	1割： 約120円	(1回あたり) 利用者とその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を急遽行った場合に料金に加算されます。
	2割： 約239円	
	3割： 約370円	
訪問介護 初回加算	1割： 約239円	(1月あたり) 新規にご利用される場合、利用開始した月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は訪問介護員に同行し、ご利用者の状態や、サービス提供状況の確認などを行った場合に料金に加算されます。
	2割： 約477円	
	3割： 約740円	
生活機能向上 連携加算（Ⅰ）	1割： 約120円	(1月あたり) サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーション事業所を実施している医療提供施設の医師、理学療法士等による助言に基づき生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日に属する月に加算されます。
	2割： 約239円	
	3割： 約370円	
生活機能向上 連携加算（Ⅱ）	1割： 約239円	(1月あたり) サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーション事業所を実施している医療提供施設の医師、理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果にもとづき訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行った場合に初回訪問日から23ヶ月間加算されます。
	2割： 約479円	
	3割： 約740円	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 30分ごとに
	2,178円	3,252円	7,457円	1,094円
生活介護	20分以上 45分未満	45分以上		
	2,384円	2,926円		
身体介護に引き続き 生活介護を行う場合	20分以上	45分以上	70分以上	
	867円	1,734円	2,623円	

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として所定単位数の13.7%が加算されます。また特定処遇改善加算（Ⅰ）として所定単位数の6.3%が加算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後7時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後7時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。